

最低制限価格算定式について

算定方法

下記業務の最低制限価格については、予定価格の算出根拠である各算定項目に当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。

ただし、修繕業務においては、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、修繕業務以外の業務においては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

業務	算定項目	割合
修繕業務(※注1)	直接工事費 (直接製作費、機器費、設計技術費、処分費を含む)	10分の9.7
	共通仮設費(間接労務費を含む)	10分の9
	現場管理費 (工場管理費、据付間接費、技術者間接費を含む)	10分の9
	一般管理費	10分の6.8
測量業務	直接測量費	10分の10
	測量調査費	10分の10
	諸経費(間接測量費と一般管理費等の合計)	10分の5
土木関係建設コンサルタント業務	直接原価(直接人件費と直接経費の合計)	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の5
地質調査業務	直接調査費	10分の10
	間接調査費	10分の9
	解析等調査業務費 (コンサルティング業務費、地質分析業務費を含む)	10分の8
	諸経費	10分の5
補償積算業務	直接原価(直接人件費と直接経費の合計)	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の5
その他業務等(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの)(※注2)	直接業務費等	10分の10
	諸経費	10分の5
その他業務等(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの)	予定価格	3分の2

(※注1)各土木事務所発注の道路・下水維持補修業務委託及び単価契約(道路照明灯修繕、安全施設修繕)を含む。

下水道維持課発注の一般排水施設等維持補修委託及び下水道施設維持補修委託を含む。

(※注2)直接業務費等及び諸経費の算出式は、以下のとおり。

業務	算出式
草刈業務委託 清掃業務委託 下水道施設調査業務委託 汚水樹設置等工事委託	直接業務費等＝直接工事費＋共通仮設費 諸経費＝現場管理費＋一般管理費
交通量調査業務委託	直接業務費等＝直接測量費 諸経費＝諸経費